

# 厚生文教常任委員会

令和4年11月7日

葛城市議会

# 厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 令和4年11月7日(月) 午後1時30分 開会  
午後2時38分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	奥本佳史
副委員長	谷原一安
委員	柴田三乃
〃	坂本剛司
〃	杉本訓規
〃	西井 覚
〃	藤井本 浩

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議長	川村優子
議員	横井晶行
〃	梨本洪珪
〃	吉村 始

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治
書記	新澤明子
〃	神橋秀幸
〃	巽 重人

6. 調 査 案 件 (所管事項の調査)

(1) 調査案件の報告書について

開 会 午後1時30分

**奥本委員長** ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

委員の皆様、お忙しい中、午前中に引き続き厚生文教常任委員会、最後の常任委員会ということでご参集を賜りましてありがとうございます。本日は、この1年間、特に調査案件として議会の議題とする以外のところで、この委員会独自で調査を進めて議論を進めてまいりましたことのとまとめとして、最後の委員会の場を持たせていただきました。本当にこの1年間、いろんなことがございましたけど、振り返りながら、どういうことをやったかという確認だけをやって、最後、報告書としてまとめたいと思いますので、その確認という意味で今回集まっていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

委員外議員の出席を紹介いたします。梨本議員、吉村議員、横井議員。

発言される場合は挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されますようお願いいたします。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染症対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

それでは、本委員会の所管事項の調査案件についてを議題といたしますが、今回は理事者側からの個別の調査案件の報告等はございません。先ほど申しましたように、本委員会として、この1年間の調査案件について、まとめということで報告書にまとめさせていただき、お手元に配付しております。まず、これについてざっと概要を説明させていただいた後、ご意見を賜ればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、お手元の調査案件のまとめの資料をご覧いただきながら、ざっと簡単に説明に入りたいと思います。

まず、このまとめなんですけども、これまでこういうことは、厚生文教常任委員会を含めて常任委員会のところではなかなかなかったことなんですけども、やはり1年を通して私、委員長としてさせていただいた中で、非常に厚生文教常任委員会というのは教育、福祉、多岐にわたる調査案件がございまして、その中に何を取り上げていくか、どこを優先して議論していくかということで、今年度、各委員からこれを取り上げたらどうかという、まずご意見を賜りまして、それについて理事者側に確認、報告を願って一步一步進めてまいりました。特に、非公開の協議会の場での調査案件の報告とか議論が多かったので、ただ、同じことを何回も繰り返しているうちに、過去はどうやったかという、なかなかその振り返りする時間もなくて、それをある程度まとめておく必要があるのかなと思いました。

それと、なおかつもう一つは、今年度でこの委員会のこのメンバーでの審査というのは、今日が最後になります。また、役員の改選がありまして、新しいメンバーで次の厚生文教常任委員会が運営されていくわけなんですけども、これまでの議論を踏まえた上で新たな展開に入っていただきたいという思いがありまして、理事者側のほうの説明の手間を2回も3回も同じことを、時間的にはもったいないということで、それを防ぐ意味もあってこういう形でま

とめております。

まず、今年度、委員会としては計6回開催しております、それ以外で、この協議会として計12回、年間開催いたしました。それに合わせて、この調査案件に含めた項目で視察、あるいは勉強会、それを合わせて6回視察等をやっております。全てこの調査案件の関連する項目として、委員の理解を深める、あるいは知識を深めるというところでやらせていただいております。研修に関しては、この厚生文教常任委員会の委員だけじゃなくて、議会全員で、やはり勉強の機会を設けるということで、総務建設常任委員会の委員も参加された勉強会もございます。

それでは、個々の調査案件について、ざっとどういう経緯であったかということを書いていきたいと思います。順不同でいきますのでご承知おきください。

まず、ゴミ収集運搬に関する諸事項です。これは、事の起こりは、市内で増えている有価物の一時保管所、これについて勉強を、知識を深めていこうというところから始まっているわけなんですけれども、まずこの項目に関して、上位法である国の廃棄物処理法というのがどういう形であるのかというところの議論から始めております。廃棄物、有価物、その有価物を取り扱うに当たってどういう認可が必要か。実際にその認可に対してどういう団体、例えば農業委員会であったり公安委員会であったり、そういうところの認可をもってこういう業態がされている。そしたら、そこに対して、市民の皆様からのいろいろ要望なり意見というのが、市行政に対して寄せられるわけなんですけれども、今回、この委員会が取り上げたのは、やはり山麓線沿線上に、こういう塀で囲ったところの処理事業者が結構あると。そこに対しての要望というか、意見が聞かれる委員も多かった。そういうことで、まずは勉強していこうというところから始まりました。

まず、その一時保管所というんですけれども、ここに関しては、特に金属スクラップを扱う事業者が増えていることもあって、そこが目立ってしまうということもあって、そこについてのどういう法的な位置づけで運営されているかということと、具体的にどんな市民からの声が寄せられているかというところをヒアリング、理事者のほうから報告を受けました。特にその中で、この有価物の一時保管所については、議論を進めていく中で、この厚生文教常任委員会の審査の範疇を超えた部分があるということが分かってまいりまして、特に景観に関するところとか、市の将来的な計画に関するところに関しては、この委員会でなかなか議論も深めることができないということで、途中から総務建設常任委員会のほうに議論を渡して、こちらの厚生文教常任委員会では、その中のこの委員会の所管となる騒音のところについて集中して審査を進めてまいりました。騒音に関しては、これも上位法を見ますと、騒音規制法というのがあるんですが、現状では、騒音規制法は特定工場において発生するそこに据えられた機械からの騒音に限定されておまして、野外のそういう囲った場所での一時的な騒音については取り締まる法律がないということが分かってまいりました。ただ、いろいろ大きな音が発生しているということが行政のほうに寄せられる場合は、担当の部署がそこに行って、実際に騒音計で音の大きさというのを測りながら指導していくという対応を取られていると。

もう一つは、その一時保管所だけではなく、やはり葛城市、農地が多くて、農作業に従事される方が、その作業から発生する騒音というか音に対してのいろいろ問合せもあると。そこに対しても、現状では法律的には取り締まれる要素はないんですけども、ただ、新しい住宅地、宅地開発ができて、本来農地であったところの近くにまで人の生活が隣接するようになった。その状況で、やはりこの音の問題というのがクローズアップされてまいりました。そこに対して、どういう形で折り合いをつけていくかというところをいろいろ説明を聞きながらまとめてまいりました。ただ、これに関しては、なかなかすぐに結論を出したりとか、こうすべきというところまで、まだ、時間的な余裕ございませんでしたので、引き続き、特に騒音に関して、これは次の委員会に渡すということで、新たな項目として、住環境の改善に関する諸事項として騒音問題を特定に取り上げて引き継ぐこととしております。

続きまして、これはこども未来創造部の管轄になるんですが、就学前児童の保育と教育に関する諸事項ということで、これはもう以前の委員会からもずっと続いておるところなんです。まずは葛城市として、子育て施策について、大きなどういう方向性を持っているかということで、令和3年6月に制定されました資料について、子育て施策案を個々に探ってまいりました。その中で求めていくところ、施設のまず整備、これはもう待機児童を解消するというところが大きな目標なんですけども、それについて、まず施設の面から3つの施策というのが示されました。

1つは小規模保育所の設置、2つ目、幼保連携型認定こども園の開園、3つ目、公立保育所の再編、この3つの施策を基に待機児童を解消していこうということで、小規模保育所に関しては、この令和4年度の4月1日から市内で2か所、民間事業者による新たな小規模保育の場が開設されました。同じく、幼保連携型認定こども園というのは、旧磐城小学校附属幼稚園を公設公営の認定こども園として新たに開所しました。最後の3つ目の公立保育所の再編ということは、これは施設の老朽化、耐震化の問題もあって、磐城第1保育所、當麻第1保育所を今後どうしていくかというところで議論が進みました。

続きまして、もう一つの大きな問題として、保育士の確保について、これはもう数年前からいろいろ試行錯誤されておまして、まず、保育士の潜在保育士事業というので、現状、保育業務から離れて、免許を持っていらっしゃるけど、そういう就業されてない方をまず掘り起こして保育士の確保をしようという動きです。それについても、事業としてハローワークのほうで求人とかされまして、現状、若干名ですが増えているという報告を受けております。

それから、先ほどの公立保育所の再編に関するところで、保護者のアンケート、もろもろ踏まえた上で、新たに當麻校区のほうに民間の私立の認定こども園を誘致するという話が出てまいりました。最終的に、その進捗状況を都度都度報告いただいております。當麻小学校区内にそれを誘致するということが決まりました。細かな事業所の決定状況であるとか、都度都度報告を受けまして、その辺の確認をしながら進めている状況であります。

最終的に、プロポーザルによって民間の事業者が選定されまして、現状、令和6年4月1日の開園に向けて着々と準備が進んでいる状況でございます。要はそのキャパシティの問題、

待機児童の解消に伴うその辺のキャパシティの問題、それから保育士事業、保育士の確保に向けた事業は継続するというので、これで葛城市内の待機児童をどこまで解消できるかということで、実際に蓋開けてみないと分からないところあるんですが、目標とするところの部分に沿って、今、目指して進んでいるという状況でございます。

続きまして、同じくこども未来創造部の新庄小学校区学童保育所に関する諸事項、これも前年度の当委員会でのずっと調査案件で、あるいは委員会報告でもあったわけなんですけれども、新庄小学校区学童保育所が新たに整備し直されてオープンしております。それについて、最終的に当委員会で内見しまして、若干の質疑あったんですけれども、現状として、新たな学童保育所というのが今現在稼働しております。これは最終的に、当委員会で現地のほうで確認したという形になります。

続きまして、教育委員会案件、学校給食に関する諸事項についてです。これは、これまでも何回か懸案になってましたけども、給食費の未納という問題がずっと残ってきております。法律上は、学校給食法というところで、食材に関する費用に関しては保護者負担というのが明記されておまして、それ以外の給食センターの運営であるとか、調理部分の人件費については、行政が今出しているところがございますが、本来、給食費として保護者が負担すべきところの代金、料金が納められてないというのが積み上がってまいりまして、ちょっと見過ごせない額にはなってきていると。そこに対して、どういう形で解消していけばいいかということを理事者側と議論をしましてまいりました。

まずは、その現状の状況がどうかというところの確認から始めて、ほかの自治体はどうされているか、どういった、それに対して学校あるいは教育委員会で取れる方法があるかということを考えていただきまして、その対応の方策というのも幾つか出てまいりました。まずは、学校現場でその徴収を頑張ってもらおうというのがまず第一なんですけども、どうしても、なかなかそこで徴収できない場合は、最終的に行政のほうで徴収できるような感じで、これ公金化というんですけれども、その検討段階に入っているという状況です。

あとは、1つ言い忘れましたけども、給食費について、払えない、経済的に非常に厳しいところに関しては、これは従来よりいろんな福祉の分野の補助政策がございまして、そこに対しては保護者の負担が出ないように対応していただいております。今現状、この未納として上がってきているところは、経済的に払えるけどもなかなか払っていただけないというところの部分をお示ししております。

もう一つは、今現在小学校、中学校までいらっしゃる、在籍されている児童・生徒に関しては学校が対応できるんですけれども、問題は卒業後なんですよね。卒業後にやはり連絡がなかなか取りにくくなってそれが積み上がっていると。ところが、従来のままの法律上では、これは市のほうでの催促、督促ができなかったもので、ずっと積み上がって行って、積み上がっている状況で、なおかつ市の公金じゃない場合は、それを欠損処理する、消し込むということもできなかったもので、積み上がっていく一方だ。そこをどう解消していくかというところからこの議論が始まっております。来年度はその公金化、今現在、県内では7市町がもう既に公金化に移行しているということなので、それでどういう変動するかということのを

また見守っていきたいと思っております。

続きまして、同じく教育委員会のICT教育に関する諸事項です。これは、コロナをきっかけに、GIGAスクール構想とって1人1台端末、パソコン、タブレット導入がもう全国的に進んでまいりました。当然のことながら、コロナによる学校休校等の場合に、それを活用して学びを止めない教育というのが今、模索されている最中でございます。現状、葛城市内でその辺のICT教育はどのようなふうに進んでいるのかということ进行调查してまいりました。

まずは、整備は終わっているわけなんですけれども、現場でどのような形でやっているかというところに関しまして、教育委員会では4つのステップに分けて、まず教師、教える側の教師がそれに慣れる段階、それから、どのような形でどの部分までを生徒に指導する段階かというのを4つのステップに分けて、令和5年度までの目標として決めました。それに対して、現状、それぞれの先生方が、どの段階まで達しているかというアンケートを教育委員会のほうで取っていただきまして、それを数値として報告を上げていただいております。

こういう新たな授業形態というのが出てきているわけなんですけれども、やはり従来の黒板を使った授業だけではなく、せっかくパソコンがあるので、それを最大限活用するというところで、新たな黒板の代わりになる電子黒板というのを導入、行政のほうでしていただきました。電子黒板というのは、パソコンの画面を拡大したようなものなんですけれども、実際の電子黒板の導入時に当たっての視察、これを当委員会のほうで、本当に2学期が始まる現場で使う前に、実際にその操作のほうの確認に行つてまいりました。それを今度は踏まえて、実際に教育現場でどのようなふうに使われているんだろうか、子どもたちはどのような反応を示しているのかということも、視察として、市内の小学校の協力を得まして、実際の授業風景を視察のほうに行つてまいりました。

非常に、我々の考えている従来の黒板を前にした教育のやり方とは違つたんですけれども、ICTの、それをうまく活用しながら、子どもたちの理解を深めるというところで、まだ試行錯誤の段階だそうなんですけれども、非常に有意義に使つていらっしゃるということが今のところ確認できております。細かな今後の検討については、現場の先生方、それからICT支援員のほうで、また新たな、どう教えていったらいいか、どのようなふうになれば効率が上がるかということをも検討されているという、その辺り、また今後、継続して報告をいただけるものと思っております。

あと、コロナ等でリモート授業、学校に行かなくて、端末を介してオンラインでの授業をするという体制なんですけれども、今のところ全てではないんですが、休校になつたクラスのところでの導入はされている。ただ、問題は、国の方針でそれは授業日数にカウントしないというのが今、現状問題として、これはもう葛城市が決めるところじゃないんですけれども、そこは今後、国のほうでも検討は今されているところみたいです。

それと、あと、葛城市にとってパソコンを持ち帰るもう一つのメリットというか活用方法として問題になっている、不登校の方に対してこれ、なかなか学校に出てこれない、そういう方に対してこの端末を渡して、リモートで授業をしている。そういう対応を今取っている

ということで、本来の、休校になったから使うという意味合いのプラスアルファとして、ICTの活用ということで、不登校の方の学びを止めないということにも今、活用、応用していただいているということが報告で上がってきました。

続きまして、今のこの不登校に関する諸事項というところで、今の話に出ました不登校です。これは、委員のほうから確認事項とありまして、不登校になっている生徒というのが、これ、調査結果として、全国の数字、奈良県の数字、葛城市の数字というのが上がってまいりました。傾向からいくと、年々増えていっているということで、ここへの対策、対応はどうなっているのかというところの疑問から、不登校に関する諸事項という項目を調査案件として設定いたしました。

まずはその不登校について、我々、まず不登校とは何ぞやというところから学ばないといけないので、それについては勉強会をやろうということで、石田先生とあって、前のふたかみ教室の、旧當麻町の時代からふたかみ教室としてお世話になっていた石田先生に来ていただきまして、専門的な観点からの不登校の理解、不登校に関する勉強会を開催いたしました。いろんな心理的な特性からの分析であるとか、現状、どういう法律的な対応があるか、されているかという、そういうところを学びました。

なおかつ、教育委員会としては、現状、不登校対策といたしまして、各学校に教育相談コーディネーター、それから支援組織を設定していると。これまでは、担任の先生が1人で不登校になった子どもに対応していたけども、そこに対しては現状で一つ、一步進んだ体制を取っていると。あとは、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、それから巡回アドバイザーという方を活用したケース会議というのを定期的に持って不登校に対応しているという報告がございました。

今後の不登校に関する対応に関しましては、先進市事例に教育委員会のほうで視察に行ってくださいまして、子どもたちの居場所をつくる居場所づくり、具体的にはフリールームというのを学校内に設置して、それをやっていきたいと。これはまだ計画段階らしいんですけども、そういった先進地の事例をいいところはどんどん取り込んでいこうというところで、今、不登校に関する対応というのを、まだ模索中ではありますけども、軌道に乗るべく頑張ってくださいましておることが分かりました。ただ、不登校というのも、これも一概に単純化できるような問題ではございませんので、いろんな個々に属人的なところの事情というのがございますので、ここは引き続き、当委員会としても、引き続き不登校に関する知識、情報というのを収集しながら、教育委員会の報告を待ちたいと思っております。

それに続きまして、保健福祉部のほうになりますますが、敬老年金に関する諸事項について議論をいたしました。現状、敬老年金というのが、これは葛城市独自の制度といたしまして、日本でも葛城市だけ、満85歳以上の方に月額5,000円を支給するという事業でございます。これが、旧町時代からの事業を引き継いでいるわけなんですけれども、いろいろな意見がございまして。問題となるところの、議論の俎上にのせるところとして、やはり財政の負担する額が大きくなっているという監査委員からの指摘もございまして、そこについて勉強という意味で調べてまいりました。ただ、非常に、50年以上続いている制度で、なかなか時代に即

した対応というのもどうしていいかというのも難しいところですので、すぐにはこれは結論が出ない状況になっております。行政としては、世代間のバランスを踏まえて、なおかつ財政とのバランスも考えた上で研究を続けていくというところで、この案件についてはそこで終わっております。引き続き、進展があればまた報告いただくという形になっております。

続きまして、コロナ対策に関する諸事項、保健福祉部、これもコロナになってからずっと報告はいただいているわけなんですけど、当委員会としましては、定期的に感染世帯への支援状況と問題点、特にここにポイントを当てて、年明けからヒアリングを進めてまいりました。昨年度の議会決議でありましたように、感染予防のワクチン接種とかの対応というのを全国的にされてたわけなんですけども、葛城市は一步進んで、感染された方、あるいはその濃厚接触となって買物にも行けないようなご家庭に対して、何らかの支援対策できないかということで、それに対して応えていただいたということです。その経過の報告を都度都度行っていたいただいております。なおかつ、同様にワクチン接種の状態、状況報告というのも都度いただいております。現状で、感染世帯のほうへの支援というのは、ある程度うまくいっているのではないかとこのところで終わっております。今後、コロナの新たな感染者数が増えてきたときにどう対応していくか、都度都度、担当課のほうで対応していただくという形になっております。

あと、主に項目としては、調査案件以上なんですけど、その他の項目として理事者側より報告があったやつを紹介しておきます。

まずはA I相談システム、これはこども・若者サポートセンターが主管となりまして、子どもたちの心の中、ふだんの、不登校になったりとかそういうところになる前に、まず子どもたちの状況をうまく把握しようというところから、A I相談システムというのをこれも全国で葛城市が最初、システム化されました。幸いにも、G I G Aスクール構想で1人1台のタブレット端末が配布されておりますので、それをうまく活用した上で、蓮花のA I相談というシステムを構築されました。まだこれはテスト運用を始めて、実際に始まったのが5月16日からです。そこに対して、まだ1年経過してませんから、それぞれ長期の休みとかあってどう動くかというのはまだ見ている状況なんですけれども、現状までの運用状況で、どういう形で相談があったか、そういうところの報告をいただいております。まだまだこれは発展途上のシステムであって、なおかつ運用に関しても手探りなところがあるんですけど、子どもたちの、そういうなかなか相談にまでつながらない、自分の心の中で持っているようなところをうまく拾い上げるというところで、一步踏み出したシステムではないかなという気はします。今後の運用状況については、また報告、担当課のほうからいただくことになっております。

それから、その他の2つ目としまして、国家賠償法に基づく立替え費用の回収、これはもう過去の、数年前の議会のほうで議論された内容なんですけども、その後の経過についての状況を報告いただきました。

それからその他の最後、校区について、これ教育委員会ですけども、今、市内では小学校区でいいますと5つの小学校区分に分かれております。中学校区は2つの校区になっており

ます。これに関して、保護者のほうの懸念として、特定の地域の宅地造成が非常に増えていると。このままでいくと教室が足らなくなるのではないかとか、あるいは逆に、保護者の世帯が増えて、要するに子どもが減っているので、学校の人数が減ってきているという危機感を持っていらっしゃることも、いろんなケースがあるんですけども、その辺りから、校区は今の現状で大丈夫かというような声が上がっているみたいです。それに対して、教育委員会のほうで、校区に関して現状はどうかという調査をされております。具体的には、保護者に対してのアンケートを取っていただいて、現状の校区に対する認識を、保護者の認識を再確認するというのが今現状進んでいるところですけども、それを踏まえて各学校の学校運営協議会で再度諮って、最終的にその校区に対してのコメントを出されるということ、これは途上にあるわけなんですけれども、校区に関してそういう問題出ているという報告をいただいております。

ざっとですけども、こんな感じで今年度、当委員会の調査案件として議論を深めてまいりました。まだこの中には結論に至ってないのがほとんどで、いろんな視察に関しては、委員のほうからの提案があって、例えば、今述べませんでした、給食に対して一部、市民の保護者の声として、量が少ないであったりとか、味つけがという声を受けて、実際に我々食べに行きました。それに対してどうだったかと。これは個人の主観であって、いろんな個人差があるなということには分かったんですけども、ただいろんなところで、実際に確認できるころはこの委員会でも動いて確認しようと、あるいは実際に勉強しようということでこの1年間やってまいりました。各委員からも、非常に建設的な意見をいろいろ出していただいて、理事者サイドにとっては非常に面倒くさいことであっても、結構細かく調べて報告いただいております。そういう意味で、今年度非常にボリュームが大きかったので、こういう形でまとめさせていただきました。なおかつ、これを来年度以降の委員会運営に活用してもらえたらと思ひまして、このやり方がいいのかどうか分かりませんが、取りあえず、こういうことをやってはどうかと思ひましたので、これはもう委員長の一存で申し訳ないんですけども、今回こういう形で報告をさせていただきました。

あと、これについてご意見等、何かございましたら賜りたいと思ひますけど、いかがでしょうか。

杉本委員。

**杉本委員** 委員長がこの1年をまとめていただいて、委員会と協議会合わせて計18回、インターネットとか公表してるのは委員会だけなので、協議会というのはいまだ外には触れなかったもので、こういうこと、調査案件、ずっと我々、1回の会議で1時間で終わったことなんかほとんどなくて、3時間、4時間でずっとやって、そうやって市政に届いて、市政がいいほうに動いていったことも多々あると思ひます。

この調査案件の委員会の次第のところは報告書についてと書いてあるんですけども、この報告書としてどう扱うのかというのを最初に説明しておいたほうが。例えばこれ、それだけやってるんやったら見てみたいわという人、インターネットで流れちゃってるので、おられるかもわからない。おられなかったらいいんですけども、おられたときにこれの扱いをある

程度明言しておいたほうが、見たい方おられたときに、その辺をどう扱うのかというのは先に言うとしたほうがいいかなと。中身に関しては、僕はもう全然いいと思います。

**奥本委員長** 今ご質問の、今日の次第に報告書と書いてるんですけども、これ、実はまとめのほうがよくかったですね。まとめというふうに、まとめてますので。事務局とも話しましたが、基本的にこの調査案件の時系列にやっていっているんで、しかも、ほとんどが協議会の内容なんです。協議会、基本的には非公開の場になっている。インターネットの録画も中継もされておられません。ですから、あくまでもここでこういう話合いがあったという、詳しくは今も述べてませんが、本来、この委員会として、公開されている委員会の会議以外にこれほど、これだけのことを実は議論して、その上に委員会が成り立っているということが、知らない方が多かったので知ってほしかったのが1つと、それと、内容については、先ほど申しましたように非公開の場での議論があって、つまり、まだ現時点では正式な、行政としてはまだ決めてないけどもこの方向性でいきますというような報告がほとんどなんですよね。今となつては、それはもう公開できていいようなものですけども、ただ、それが混在すると非常に混乱を招くこともありますので、報告と書いていますが、これはあくまでもまとめとして、この当委員会、それから議会内、あるいは理事者のほうでの確認事項という形でまとめたつもりなんです。ですから、一般には公開しないつもりでしております。その辺、ご了承いただきたいと思いますので。

坂本委員。

**坂本委員** 初めて議員になりまして、厚生文教常任委員会に1年間在籍させていただきまして、皆様にいろんな教えをいただき、ありがたいと感じております。厚生文教常任委員会というのは、多岐にわたってこういうことも話し合うんかというようなことが実際分かって、大変勉強になったと自分では思っております。

その中で、葛城市で、全国で初めてやっているAIシステムとか、画期的な、これはええやんと思うようなことをやっていらっしゃるので、そういうことは素晴らしいなと私は感じているところです。さらに、学校区の調整に関することは、私もいろいろ考えるところがありますので、今後も見守っていききたいなと、いろいろお話をしていきたいなと私は感じているところです。

以上でございます。1年間ありがとうございます。

**奥本委員長** ありがとうございます。坂本委員には、当初、ゴミ収集に関するところの調査に関して提案いただいて、こういう形で進んできたわけですけども、やはりゴミ収集に関する事項というのも多岐にわたって、全てを話し合う時間はありませんでしたので、今回はそこからだんだん派生していった最終的に住環境に関するところに着きましたけれども、またそれ以外にございましたら、次年度以降の委員会でそういう形で取り組んでもらえたらなと思っております。

今回、議長のお取り計らいで、委員会で議論をかなり深めていったわけなんですけれども、従前、私も考えていたんですが、一般質問でそれぞれの議員が自分のテーマとして取り組んでいらっしゃる問題あるんですけども、そこで終わってしまうことが多くて、もったいな

かったんですよね。それを所管のこういう協議会のほうで調査案件としてすることによって、理事者からの細かい報告であるとか方向性というのがまた見いだせるので、これはもう個人的な私の希望かもわかりませんが、それぞれの委員が、自分の持っている、テーマとしていところをこの委員会の調査案件を使って更に深掘りしていただいで、それを市の施策に落とし込んでもらえたら非常にいいんじゃないかと思う。これはもう個人的な見解ですけども、だから、本当にまだまだこのやり方がこれでいいかどうか分からないんですが、調査案件として、このやり方をどう活用していったらいいか。それぞれの議員で、自分が取り組む内容にプラスになるように取り組んでいってもらえたらいいなという気はします。これは個人的な意見です。

あといかがでしょうか。何かないですか。

柴田委員。

**柴田委員** 1年間ありがとうございます。私も坂本委員と一緒に初めて議員にならせていただいで、厚生文教常任委員会の委員としていろいろな意見も言わせていただいたり、皆さんのご意見聞かせていただいたりしたんですけども、それぞれの調査案件が本当に議論を深めていくべきものだったなというふうに思っております。

私としては、もう本当に坂本委員と一緒に大変勉強になりましたし、このまとめを改めて振り返らせていただいで、私、始めたときと今とでは理解度が全然違うなということを改めて自分自身も思った次第です。更に問題意識を持ってこれから議員活動をしていきたいなというふうに改めて思った次第です。どうもありがとうございました。

**奥本委員長** ほか、いかがでしょうか。

杉本委員。

**杉本委員** 僕はそんな初々しいこと言えないですけど。これ、僕個人的に、皆さんどう思うか分からないですけど、このまとめって1年間の、その場では言えなかったですけど、1年間通して見たら、委員会と委員会の間のつながりの役割とかもしていると思うんですよね。ただ、その場では言えなかったことも、後で見てもたらそういうことやったんというふうに工夫したらこれ変えられる僕は思っていて、あくまで次の議題というか問題としては、これを各年度、もうちょっとうまく表現できれば、本当に協議会、委員会の意味がもっと皆さんに、だから極端な話、市民の皆さんに公開できるレベルのものを、これは協議会やからできなかったんやけど、終わったことやったら多分できると思うんです。その場では、協議会ではオープンにできないけど、もう委員会で終わって、つながりのやつ、全部終わった課題であれば、まとめて出せるような気がしたんです、これを見て、皆さんがどう思うか分からないですけども。これは次の委員会にバトンタッチするときの課題になって、これがうまいこと来年、市民の皆さんにも公開、分からないですけど、出せるような資料になるように、皆さんの知恵を拝借してやれば、結構すばらしいんじゃないかなと僕は個人的に思っていますけど、その場合、僕は委員長やりたくないような気がする。できる人がやっていたらなと思います。

以上です。

**奥本委員長** ぜひ杉本委員には委員長をやっていただいで、公開して。再三、従来から杉本委員は特

にこの協議会の非公開の部分減らして、目に見える形の委員会運営を希望されていて、私もそれをできるだけ意に沿うようにやろうかなと思っても、どうしても協議会でしかできないというのが多いなというのが現実でした。

それと、特に現在進行形の事案というのは、やはり決定じゃないけども、試行錯誤中のところをあえて報告で出してもらって、それがまた決定事項のように独り歩きしてしまうと、議会どころか行政に対してもいろんなブレーキになるという懸念が分かってきましたので、どうしても協議会の必要性というのがあるなというのは自分にとっても再認識したんですけど。だから、あと全て終わった段階で、これはこれだけの議論を踏まえてここはこういうふうになっています、こういう施策につながりましたというところは、1つ議会の成果みたいな感じで、これをどういう形で報告するか、例えば、おっしゃるように何か報告書にするのか、あるいは議会だよりに取り上げてもらうかとか、いろんな方法あるかと思います。やはり議員としてこれだけの活動しているというのは知ってほしいというのは、個々にみんな持っていていっちゃって、特に我々1年目なんかは、これだけ協議会でやっても何かそこはみんな知らん人が多いというのはもどかしい思いがしていたので、そういうこともあってこれまどめさせてもらったんですけど、これが、おっしゃるように次年度以降で何かの形でまた生かしてもらえたら非常に私もうれしく思います。

ほか、いかがでしょうか。何かもうまとめに入っています。

西井委員。

**西井委員** ここまでまとめてもらってご苦労さんでございました。現実には、各委員長がもしこういうまとめをするとしたら、大変できにくいものも、私を代表にあると思います。

おっしゃるとおり、議会改革特別委員会でないからあれやけど、議会改革特別委員会で、何で協議会というのは非公開かというのは、今まさにおっしゃったとおり、まだ決まってないけども、こういう方向ということになってきたら、それを公開したら誤解を招いて決まったように走るということもあるから、協議会は一応非公開という形で議会改革特別委員会で決めさせてもらってんけども、その内容について、確かに議員みんながいろんな協議会で十分に協議してるけど、それが市民に分らないというストレスは皆さん持っていると思いますねんけど、ただ、事業を行政当局も、また議会もそれは市民のためになるということの中で十分議論をしているというのは事実でございます。けども、それをまだ決まってないのに表に出したらという、逆に、せっかくなことをしようと思ってんけども、何か一方的な意見が走り回ったら、逆に市民のためになることが、それができなくなるということもあるから非公開になったと。

ただ、その辺で意見出てますわね。こういうふうに合わせて、ほんで公開してもええ文章やというような形になれば、できればそうなることになったら、皆さん方も汗流しただけ、やはり市民の理解得られるやろうと思いますが、ただ、それをすることは大変、今回これを出してもらったことも大変、委員長ご苦労かけてんねんけど、これをまだここから精査していつて報告するというたら、またそれですけど、そういうことは、いろいろできる方ができるだけ一生懸命やってもらって、一生懸命やっていますよということも、やはりアピールする

必要があるんじゃないかな。それによって市民も、議会に対する批判の目も、また肯定的な話も、みんないろんな話が、市民が理解してもらえたら、一番議会も汗をかいただけ、そんなだけ評価してもらえそうな議会になることは、議会改革特別委員会の当時でもその思いは持っておりましたので、今回、これについてはここまで努力してもらったことに、非常に委員としても敬意を申し上げますが、今後またこういうふうな形で、各委員みんな頑張った中で、そういうふうな思いの中でやってもらえたらありがたいなと思います。

どうもご苦労さんでございました。ありがとうございました。

**奥本委員長** 今、西井委員触れられましたけど、私はこれ、何というか、こういう報告書みたいなまとめというのをその年の委員長の義務にしたいくはないんです。あくまでこれ私、勝手にやったことだと思ってもらって。目的は、杉本委員がおっしゃって、私、先ほどもちらっと言いました。議員がこういう活動をやっているという、そこに対してのところは当初考えになくて、あくまでも、次の委員会に参加される方がこれまでの意見、議論をその都度、委員会では議事録拾えるんですけど、協議会の内容というのは残らないので、新たに初めて委員になる方はその前段の議論が、筋が分からないので、そこを助けるという意味もあって作ったわけなんです。

それともう一つは、冒頭に申しましたように、理事者のほうで同じ説明を何回もしていただくというのは気が引けるというか、申し訳ないなという思いと、その分時間短縮をして、委員会、特に協議会の協議時間というか会議時間がすごく長時間化していますので、そこも短縮化したいなという思いがあって、これ作ったわけです。このやり方がいいか、もう正直分かりません。取りあえずやってみて、これはまずいよというのであれば、次年度で、それぞれの両委員会の方でも結構です。委員からでもそういう声をいただいて、こうしたらどうかというのがあって、要は議会運営がスムーズに、同じ議論をする時間をうまくできるだけ短縮化して、有意義な活動、議論のほうに時間をもう少しシフトできるようにというふうに考えた結果ですので、本当に何がいいか分からないんですけど、そういう形でやったということだけご了承ください。だから、これを次の方に強いるということは絶対ありませんので。

西井委員。

**西井委員** 今、私、申し上げましたように、できれば議会がそういうふうな方向で皆さん方、またできにくいときもあると思いますが、そういう方向で進んでいったら、開かれた議会と、また、誤解を生まない点については、ガラス張り、何もかもがガラス張りということじゃなくて、ガラス張りにしたことによって欠陥が起こらないような形のガラス張りの議会として進めてもらえたらありがたいなと思っておりますので、どうも今回、初めての試みでここまでやってもろたことについてはほんまに御礼申し上げますし、また、これを参考にした中で、こんなんやったらできへんとかじゃなく、また、より一層よくなるように、皆さん方、努力してもらいたいと思います。

どうもありがとうございました。

**奥本委員長** ほかに。

藤井本委員。

**藤井本委員** 皆さん方と意見は、同じような意見になるかと思うんですけども、私はこれを見て、本当にご苦労さまということは皆様方と同じ言葉でございます。この成果を出すのは、来年の委員会であろうかというふうに思います。

答える職員、答弁をする職員も一から言わんでいいと、先ほど委員長もおっしゃったけども、私もそうやと思います。問いかける我々議員も、例えば、私は前々は、この委員会で今回この委員会初めてなのでというような前置きをして、また一から聞くということもあつただろうと思いますけども、そういった時間的なところも省略されて、意見というのが深く進んでいけるということで、もう同じ意見になりますけども、11月以降、これからの委員会で皆さんがこれを持ってお話もされるだろうし、役に立つと思います。これが委員長自身考えられて、強制するものではなく、ご自身でやったということですけども、これが引継ぎという言葉が不適切か分からないけども、やっぱり人が替わるわけですから、1年ずつ交代するということら辺で、これはぜひ活用できるものだと思いますので、こういう方向で議会全体が進んでいくということを望んで私の意見とします。

以上です。

**奥本委員長** ありがとうございます。

谷原副委員長。

**谷原副委員長** まとめということで、今期は調査案件が大変充実したということで、奥本委員長の指揮の下、閉会中の審査、調査が非常に前進したと思います。不登校の問題も、藤井本委員が一般質問に取り上げた中で、これは継続的に調査していこうということで、よく我々は一般質問をやると、どうしても単発、また次の議会で同じ一般質問をするみたいなことになるので、そういう面では、継続的に調査をするということで、大変有意義なことになったかなと。今期初めてのことでしたので、今回こういうふうにとまとめられたことで、よりはっきりと成果が見えたのかなと思います。

ただ、私個人としては、このまとめ方については、もうちょっと議会改革特別委員会などでも、あるいは議会運営委員会でもいいのかもわからないんですけども、もうちょっと議論しておく必要があるかなというふうには思いました。と申しますのは、せつかくこういう報告書を作っていただいても公表できないと。特に理事者側が、この理事者側の答弁のところは、これ、きちっと理事者側の責任で精査しないと表に出せない。そうすると、基本的には、議会の議事録、要点筆記に基づいて、議会事務局がきちっとその時々のを作れば、これは非常に正しいものができるかと思うんですが、委員長がこういうものを作るというのは、委員長の個人のメモに基づいた報告になりますので、これはどうしても表に出せない。議会の中だけになるので、どういうまとめ方がいいかというのは、委員長の負担も含めて、これは議論しておくべきかなと。同じようなことを私は、あんまり僕自身としては、引き継ぐのは、するんだったら、もうちょっと議論した上で検討したほうがいいかなという気が私はしております。

むしろ、私としては、議事録がちゃんと公表もされておりますし、葛城市議会では、会議録検索というすばらしい装置があって、過去にどういう議論がされたか、例えば有価物の問

題、景観の問題、どういう議論されたかというのは、キーワードを入れたら全部出るんです。私が一般質問やる時は注意しています。自分が一般質問する内容について、過去どういう一般質問、議論がされたかは、議員としてきちっと過去の会議録を当たっておくというのは、これマナーだと思っているんです。でないと、過去の議員がせっかく積み上げたことをまた一から積み上げるようなことは、これは本当に無駄なことであって、議会として議論を積み上げていくという観点からは、会議録をきちっと過去のを読んだ上で、この議論を積み上げていくというのは、私は議員としてのマナーだと思っていますので。例えば委員会で報告書ができた、これを次に引き継ぐとなったら、そこはやっぱり議員も自分で努力して、過去の議論を踏まえるような勉強をしておくというのは非常に大事なことで、今回こういうふうにまとめていただいたから、非常に便利なものだしありがたいなど。だから次の委員長も作ってくれというようになると、それは甘えてるだろうと私は思いますので、そこら辺も含めて、今回すごく立派なものを作っていただいて、よく1年間の活動が分かりましたので、これは大きな成果だと思いますから、できたら何らかの形で生かされればいいと思うんですけど、やり方についてはもうちょっと検討が要るかなというふうに思いました。

そのやり方の一つとして、全部ここまでやると大変なので、例えば今期、例えばゴミ収集運搬に関する諸事項で何が分かってどういうことが問題になっていて、何が分かってどこまで解決したかと、何が未解決で残っているかというところら辺は確認できるのかなというふうに思いました。このゴミ収集運搬に関する諸事項だけ取り上げていいますと、有価物ということも私も初めて知りまして、廃棄物と有価物は違うということが大きな認識でありましたし、それを取り締まる法律については廃棄物の法律とまた違うので大変難しいことも分かりましたし、しかしながら、住宅地の横にそういうふうな施設ができることに対する規制はないのかとか、もっと研究すべきような課題も明らかになりましたし、分かったこと、そしてできるようになったこと、課題となったことをぜひ引き継いで、今後ともいい議論ができたかなというふうに思いました。

奥本委員長には、この1年間、大変ご尽力いただきましてありがとうございました。

**奥本委員長** 貴重なご意見、ありがとうございました。

谷原副委員長おっしゃるように、会議録検索というのは非常に重宝しているんですけども、杉本委員おっしゃっているように、協議会のところはそこに一切載ってこないんですよ。そのところの記録というのが今まで一切なくて、要点筆記は事務局のほうにしているんですけど、そこは我々議員でもなかなか目にすることはないの、そこを何とかできないかなというか、その話の経過を分かっておかないと、この協議会でのそれぞれの委員が困るなど。事実、私もそれが一番欲しかった情報なのでまとめたんですけど、やり方に関しては、今最後おっしゃったように、これだけやって、時系列で今回まとめたんですけども、最終的にこの1年間、1つのテーマで何が分かってどこまでそれが、どの部分が解決したか、どこがまだ未解決かとか、その辺の区分けぐらいで簡単にするというのは非常にいい提案かなと思いますので、それはまたやるかどうかも含めて次の方、お願いしたいと思っていますので。

ということで、大体もう一通り意見も出していただいたと思います。本日もいただいたご意見を踏まえまして、先ほどの協議会でもそうですが、内容について理事者のほうに、特に数字的なところの確認を今取っております。最終、幾つか私のメモの間違ひもありましたので、そこをもう一回修正した上で、完成形をまた後日配付したいと思いますので、お目通しいただけたらと思います。

川村議長。

**川村議長** 最後に、私からもお礼を言わなければならないと思っております。本当に1年間、委員長、副委員長を中心に、厚生文教常任委員会の委員の皆様、本当にありがとうございました。

本当に多岐にわたる、この厚生文教常任委員会の調査案件のまとめでございますが、この調査案件を今回、非常にたくさんピックアップしていただいたという経緯は、私もお願いをした理由がございます。といいますのは、予算特別委員会に、厚生文教常任委員会、総務建設常任委員会どちらも、予算に関わることが全部引っ越しをいたしまして、このそれぞれの委員会で議案が上がらない、上がってくる以外は、調査案件というところではか委員会としてオープンで話すところはないんです。その調査案件をどのように引き出すかというのは、委員の皆様それぞれの思いで、この委員会で作っていただくものであるということで、今回この所管に関わるその他の事項という形は1つ出してありますけれども、その中でも特に、今市民の皆さんに不安をおおっている事項とかそういうことをこの調査案件で持ってこなければ、この委員会の機能というのが、やはりできない、ないだろうというふうに考えました。

総務建設常任委員会の委員長もそうですし、今回の奥本委員長、谷原副委員長もそうですが、この委員会を出してくる調査案件について、そして事務局も丁寧にそのピックアップをしていただいた作業がこの協議会でありまして、そして委員会に臨んでいただきました。このまとめの中も、先ほど杉本委員にも心配いただきましたけど、委員会のまとめもありますので、この中には、委員会で公表しているものもしっかりあるということで、これ全体が非公表なことではありません。ただ、これは、今回のこのまとめは、その調査事項が、やはり市民の皆様、調査案件として、委員会ごとにもいろいろと増えたり減ったりはしましたけれども、出していったというのが今回のこの本議会の狙いであつたのかなと。それによって活発な議論があり、これだけの回数まとめをしていただいたということは、市民の皆様にも、この場を借りて本当に一生懸命な議論があつたということをご報告させていただきたいと思っております。協議会、いろいろと協議会は次の委員会の議案にのってくる、先ほど藤井本委員も言われたように、次のステップとして協議会が開催されますので、非常に重要な協議会であるというふうに私は思っておりますし、皆様に感謝をいたします。将来これだけのたくさんの案件をまた議論をしなければならないということの内容であるということをお市民に感じていただいたということで、調査案件の内容は、ひとまず今回で公表できたことはよかつたのではないかとこのように思います。本当に1年間、ご苦労さまでございました。たくさんの議論をいただき、たくさんの時間をかけて、また調査をしていただき、また研修に行つていただきましたこと、改めて感謝を申し上げます。

ありがとうございました。

奥本委員長 議長、ありがとうございました。

それでは、以上、議長のお言葉で本日はこの程度にとどめたいと思います。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。ここで、委員外議員からの発言の申出があれば許可いたします。

吉村議員。

(吉村議員の発言あり)

奥本委員長 梨本議員。

(梨本議員の発言あり)

奥本委員長 ほかにございませんか。

横井議員。

(横井議員の発言あり)

奥本委員長 以上で、委員外議員の発言を終結いたします。

本当に、皆さん、1年間ありがとうございました。本当にありがとうございましたしかありません。いろいろ意見出していただいて、本当に長時間、協議会で、本当に長時間の議論を踏まえまして、その間、理事者サイドにおきましては丁寧に答えていただきました。それにも増して、本当に事務局が支えてくださったので何とかここまで持ってこれたかなと。

もう一回、念を押して言っておきます。これは、こういうのは作るのが目的になってしまおうと私の本意じゃありませんので、あくまでもこういうふうに出しましたけれども、これをやれと言うているわけじゃありませんので、もっといいやり方が絶対あると思いますから、次年度以降、またその辺、もっといい意見出していただいて、うまい具合に進んでいただければと思っております。

やはり、議会のための議論じゃなくて、市民のための議論にならないと、つなげていかないと意味はありませんので、そういうところで、今年度、本当に委員の皆さん、特に谷原副委員長、いろいろサポートしていただきまして、だいぶ話をうまくまとめていただいたことを感謝申し上げます。感謝しかありませんので、本当に1年間ありがとうございました。

これをもちまして厚生文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後2時38分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長

奥本 佳史